

丙が入社後、本人の責めに帰すべき事由により 3 ヶ月以内に退職した場合は、その期間に応じて以下の割合で前条により支払われた紹介手数料を返還するものとする。

1 ヶ月以内 75%、 2 ヶ月以内 50%、 3 ヶ月 25%